

○廿日市市物品調達一般競争入札実施要領

令和 5 年 3 月 2 0 日

告示第 3 7 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、廿日市市契約規則（昭和 6 3 年規則第 1 5 号。以下「規則」という。）その他別に定めがあるもののほか、市の物品の調達に係る一般競争入札の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第 2 条 一般競争入札の対象となる物品の調達は、原則として 1 件当たりの予定価格が 3, 0 0 0 万円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）以上のものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(入札に参加する者に必要な資格)

第 3 条 一般競争入札に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項に該当する者
- (2) 会社更正法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者で、同法の規定による更生手続開始決定がなされていないもの
- (3) 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者で、同法の規定による再生手続開始決定がなされていないもの
- (4) 入札公告の日から開札日までの間のいずれかの日において、廿日市市の指名除外を受けている者
- (5) 入札公告の日から開札日までの間のいずれかの日において、関係法令の規定による営業停止処分を受けている者

2 前項に規定するもののほか、一般競争入札に参加するために必要な資格として次に掲げる要件を加えることができるものとする。

(1) 廿日市市物品の販売の入札参加資格の審査を受け、対象案件の種目又は業種について資格を有すると認められている者であること。

(2) 対象案件の規模、内容、技術的難易度等を総合的に勘案し、納入に際して必要と認める次の事項について、対象案件ごとに定める条件を満たすものであること。

ア 関係法令、規則等に基づく登録

イ 登録業者の本店又は委任を受けた営業所の所在地及びそれらの設置期間

ウ その他必要と認める事項

(入札公告)

第4条 市長は、一般競争入札を実施する場合は、規則第5条に規定する事項のほか、次の各号に掲げる事項を併せて公告するものとする。

(1) 一般競争入札に付する入札案件である旨

(2) その他一般競争入札の実施に関し必要と認める事項

(仕様書等の閲覧)

第5条 一般競争入札に係る仕様書等の閲覧は、入札公告の日から開札日までの間、廿日市市公式ホームページにおいて行うことができるものとする。

2 入札参加者は、仕様書等を熟覧した上、入札書を提出しなければならない。

(入札書の提出)

第6条 一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、入札公告に記載した提出期間内に、入札説明書に記載した提出方法により入札書を提出するものとする。

2 入札参加者が、入札書を提出期限内に提出しなかった場合は、その入札は無効となるものとする。

(入札書の開札)

第7条 一般競争入札に係る入札書は、入札公告に記載した開札日時に開札する。

2 開札を行った結果、入札参加者がいない場合、又は入札参加者がある場合において有効な入札を行った者がいない場合は、当該入札を打ち切るものとする。

3 落札候補者の決定において、落札候補者となる価格をもって入札した者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札候補者を定めるものとする。

(入札参加資格の確認書類等の提出)

第8条 市長は、開札後、落札候補者に対し、公告に定める入札参加資格要件に応じて、一般競争入札参加資格確認書類を指定する期限までに提出を求めるものとする。

2 市長は、必要に応じて落札候補者以外の入札者に対しても資格要件確認書類の提出を求めることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、指定する期限までに指定する方法で、全ての入札参加者が資格要件確認書類を提出することを公告により定めることができるものとする。

4 資格要件確認書類の提出を求められた者は、指定された期限までに資格要件確認書類を市長に提出し、当該入札に係る入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

5 資格要件確認書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

(入札書提出後の入札無効)

第9条 市長は、一般競争入札における入札参加資格の確認については、入札公告で公告した開札日時を基準として、資格確認要件書類に基づき、行うものとする。この場合において、入札参加資格の確認を受ける入札参加者が、当日開札日時から落札者の決定までの間に、次の各号のいずれかに該当する場合は、その者の行った入札を無効とする。なお、第1号に該当する場合を除き、入札を無効とした当該入札参加者に対し、指名除外を行うことがある。

- (1) 廿日市市競争入札資格者指名除外措置要綱（平成9年告示第25号）第2条の規定に基づき、指名除外措置を受けた場合

- (2) 資格要件確認書類等に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 資格要件確認書類等の全部又は一部について、提出がなかったとき。
- (4) 提出された資格要件確認書類等に重大な不備があったとき。
- (5) 資格要件確認書類等の提出により、仕様書記載の条件を満たしていないことが明らかになったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、入札参加資格を満たさなくなったとき、又は入札に関する条件に違反することとなったとき。

2 入札参加資格の確認において、落札候補者となる価格をもって入札した者が2者以上あるときの落札候補者の決定については、第7条第3項の規定を準用する。

(落札者の決定)

第10条 市長は、最低価格入札者を落札者とするものとする。ただし、最低価格入札者が前条第1項に該当する場合は、次点の者を落札者とするものとする。

2 落札者となる価格をもって入札した者が2者以上あるときは、くじ引きにより、落札者を決定するものとする。

3 落札者として決定すべき者がいない場合は、当該入札を打ち切るものとする。

4 前項の規定により入札を打ち切った場合は、原則として一般競争入札の再手続きを行うものとする。ただし、市長が認めた場合は、一般競争入札の再手続きによらず、指名競争入札によることができるものとする。

(入札参加資格確認結果及び入札無効の通知)

第11条 市長は、前条第1項の規定により落札者の決定をした場合は、落札者に対して、入札結果を通知するものとする。この場合において、第9条第1項の規定により入札参加資格がないとされた者に対しては、入札無効通知書（別記様式第1号）により通知するものとする。

2 落札者を除く入札参加者に対する入札結果の通知は、廿日市市公式ホ

ームページにおいて行うものとする。

（入札無効とされた者の取扱い）

第 12 条 前条第 1 項後段の規定により入札無効と通知された者は、当該入札無効とされた理由の説明（以下「入札無効理由説明」という。）を求めることができる。

2 前項に規定する説明の請求は、前条第 1 項後段の通知を受け取った日の翌日から起算して 3 日以内に、入札無効理由説明請求書（別記様式第 2 号）を市長に提出して行うものとする。

3 市長は、入札無効理由説明請求書が提出されたときは、速やかに入札無効理由説明書（別記様式第 3 号）により、入札無効理由の説明を行うものとする。

（公正な入札の確保）

第 13 条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）その他の公正な入札を確保するための法令に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）又は入札書その他提出する書類について、いかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）又は入札書その他提出する書類を意図的に開示してはならない。

（雑則）

第 14 条 この要領に定めるもののほか、一般競争入札の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 1 1 条関係）

入札無効通知書

（元号） 年 月 日

廿日市市

廿日市市長

印

商号又は企業名称：

代 表 者 氏 名：

次の案件について、入札に参加する者に必要な資格要件を満たしている
と認められませんので、貴社（貴殿）の行った入札を無効とします。

調達案件名称：

開 札 日 時：

理 由：

なお、文書により次の期限までにその理由の説明を求めることができます。

説明請求期限：（元号） 年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第 2 号（第 1 2 条関係）

入札無効理由説明請求書

年 月 日

廿 日 市 市 長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

年 月 日付け入札無効通知書に記載の、資格要件を満たしていると認められない理由について、その説明を求めます。

調 達 案 件 名 称	
開 札 日 時	
説 明 を 求 め る 理 由	
そ の 他	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

（元号） 年 月 日

入札無効理由説明書

様

廿 日 市 市 長 ㊟

（元号） 年 月 日付けで請求のあったこのことについては、次のとおりです。

調 達 案 件 名 称	
開 札 日 時	
入札を無効とした理由についての説明	
そ の 他	